

香芝市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年3月26日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 下村 佳史

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による財務監査及び同条第2項の規定による行政監査

第3 監査の対象

市民環境部（廃棄物対策課）

第4 監査の実施期間

令和8年1月30日から令和8年2月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

- (1) 収集コストの軽減及びごみ焼却場の長寿命化を鑑み、ごみの減量化及び再資源化に資するためにも、分別収集の細分化及び可燃ごみ収集等の有料化も含めた中で検討を行ない、適切な施策を講じられたい。

- (2) ごみ収集業務の民間委託については、経済性だけではなく大規模災害発生時の廃棄物処理などの危機管理等、直営で業務を実施することの優位性等も鑑みたく中で、慎重に検討されたい。